

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高年者クラブ助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	大久保 薫	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高年者クラブ助成事業費(01-03-01)						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	33年度	根拠法令等	荒川区高年者クラブ助成金交付要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]					
目的	区内各地域において、ボランティアや健康増進等の活動を行っている単一高年者クラブ及び高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、その運営費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資する。						
対象者等	高年者クラブは、概ね60歳以上の者30人以上により構成される。連合会は、区内単一高齢者クラブで構成する。						
内容	<p>(1)単一高年者クラブへの助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本助成金 人数割 クラブ数は80(22年4月1日現在)</li> <li style="padding-left: 20px;">100人まで月額 21,000円 (33クラブ)      101～150人 月額22,000円 (39クラブ)</li> <li style="padding-left: 20px;">151～200人 月額23,000円 (8クラブ)</li> <li>・特別助成金 1クラブ 80,000円</li> </ul> <p>(2)連合会への助成 1,890,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高年者クラブ連合会事務費補助 810,000円</li> <li>姉妹・友好都市との文化交流会 300,000円 (平成21年度は韓国済州市との交流のため、特別に500,000円に増額した)</li> <li>会長研修会 380,000円      運動会助成金 400,000円</li> <li>*社会福祉協議会・東京都老人クラブ連合会からの補助もあり</li> </ul> <p>(3)高年者社会奉仕団助成金 100,000円 (チューリップ花壇整備)</p> <p>(4)高齢者スポーツ普及事業 (NPO高年者クラブ連合会へ委託) 274,850円(平成21年度)</p> <p style="padding-left: 20px;">グランドゴルフ、ペタンク、輪投げの指導者講習会 (審判員の育成)・競技会の運営</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単一クラブには昭和33年度から、連合会には昭和37年度から助成</li> <li>・平成10年度 それまで社協が実施していた特別助成金を高齢者福祉課に移管した。</li> <li>・平成12年度 高年者クラブに係る小規模補助金を統合 (旧社会奉仕団助成事業補助金等)</li> <li>・平成14年4月 荒川区高年者クラブ連合会が、NPO法人格を取得。 特別助成金を1団体あたり年間80,000円とした (1万円の減)</li> <li>・平成16年度限りで、区が主催していた指導者講習会は廃止(高年者クラブの自主的な取り組みとする)</li> </ul>						
必要性	区内各地域において、社会奉仕、友愛及び健康増進等の活動を行っている単一高年者クラブ及び連合会の活動に対し、運営費の一部を助成することにより、地域の活性化と高齢者福祉の向上に寄与しており必要性は高い。						
実施方法	( 二部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 高齢者スポーツ普及事業については、NPO法人荒川区高年者クラブ連合会へ委託						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	31,611	31,251	31,452	30,170	30,717	30,722	29,950	
決算額(22年度は見込み)	30,826	30,675	30,216	29,904	29,884	29,698	29,950	
人件費		3,417	3,413	2,733	2,880	5,703		
【事務分担量】(%)		112	112	132	34	140		
合計(+)	30,826	34,092	33,629	32,637	32,764	35,401	29,950	
国(特定財源)								
都(特定財源)	3,061	3,055	2,945	2,931	2,916	2,872	2,872	
その他(特定財源)								
一般財源	27,765	31,037	30,684	29,706	29,848	32,529	27,078	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
ｸﾗﾌﾞ数(6月1日現在)	83	83	81	81	81	80	80	
会員数(6月1日現在)	9,665	9,525	9,077	8,716	8,438	8,134	7,929	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費						
特別旅費	福祉高齢者課嘱託員随行旅費	9		5		福祉高齢者課嘱託員随行旅費	11
一般需用費	消耗品費	2		14		消耗品費	15
委託料	スポーツ普及事業委託	205		205		スポーツ普及事業委託	275
負担金補助及び交付金	単一クラブ、連合会	29,668		29,474		単一クラブ、連合会	29,649

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	クラブ数	81	81	80	80	81	クラブ数の拡大 (各年度6月1日現在)
	会員数	8,716	8,438	8,134	7,929	8,126	会員数の拡大 (各年度6月1日現在)
	加入率	16.26%	15.54%	14.20%	13.66%	14.00%	会員数 ÷ 60歳以上人口 × 100

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各クラブとも会員獲得に苦勞しており、特に60～65歳代の会員が少なく後継者の育成が課題である。</li> <li>・前期高齢者に対する活動内容（歩こう会やIT講座など）の拡大</li> <li>・荒川区高年者クラブ運営基準改正に伴う会員要件の変更を受け（50人以上 30人以上）単一クラブに対する補助金（特別助成金）基準人数の多段階化などの検討</li> <li>・地域貢献活動の拡充</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
会員の獲得や活動内容の拡大については、連合会主催の「会長研修会」などで、テーマとして取り組んでもらうよう働きかけを行う。	会員の増加や新規クラブの立ち上げの実現を図る。
補助金（特別助成金）については、減少している会員の獲得やIT活動などに役立ててもらえるよう指導する。	団塊の世代等を会員として獲得することにより、会員の減少傾向の歯止めが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	団塊の世代の受け皿となるよう、各クラブ及び連合会の活動の活性化を図る必要がある。

議 会 要 質 問 状	14年二定 元気高齢者づくり方策について
----------------------------	----------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高齢者生きがい事業補助 (シルバー大学)	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	長島 均	<b>内線</b>	2661
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)</b>	高齢者生きがい事業補助(01-03-02)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 12年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区高齢者生涯学習団体補助金交付要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の社会参加の促進[02-01]			
<b>目的</b>	高齢者の教養文化活動を奨励するため、高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等の文化活動を行う民間団体に対し、その運営経費の一部を助成することにより、高齢者の知的活動と新しい仲間との出会いを促進し、活気に満ちた健康で文化的な生活の実践を支援する。				
<b>対象者等</b>	60歳以上の者を対象とする団体 50人以上の会員を有する団体 社会教育団体又は学習団体として教育委員会に登録している団体 運営のための事務局員を配置していること、または事務局を配置して一元的に事務処理している団体				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費 事務局職員の賃金又は賃金の支払いが無い場合は事務処理上の備品購入費、消耗品費 郵便料、電話料金、旅費</li> <li>・補助金交付額 教室受講者延人員(900人以上)と補助対象経費に応じて最大160万円まで</li> </ul>				
<b>経過</b>	平成12年度 新規事業として開始 平成14年度 補助金交付要綱一部改正 対象団体 会員数200人以上 50人以上 事務局員を配置していること 事務局員を配置又は事務局を設置していること 対象経費 事務局職員の賃金 事務局職員の賃金又は事務処理上の経費 補助額 会員数に応じて80万円まで 会員数に応じて160万円まで 平成17年度 補助金交付要綱一部改正 補助率見直し(一律1/2) 補助額 会員数に応じて160万円まで 教室受講者延人員に応じて120万円まで 平成19年度 補助金交付要綱一部改正 補助対象経費が240万円を超える場合は160万円				
<b>必要性</b>	高齢者の社会参加や教養文化活動の奨励は、高齢者が生き生きと充実した生活を送るうえで非常に重要なことである。高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等を行う団体にその運営経費の一部を助成することは、高齢者の生きがいづくりの機会拡大につながり、必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	予算の範囲内で、団体の文化教養活動に要した経費の一部を補助する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,600	1,200	1,200	1,600	1,600	1,600	1,600	
決算額(22年度は見込み)	1,600	1,200	1,200	1,600	1,600	1,600	1,600	
人件費	/	1,724	427	256	339	407	/	
【事務分担量】(%)	/	20	5	3	4	5	/	
合計(+)	1,600	2,924	1,627	1,856	1,939	2,007	1,600	
国(特定財源)								
都(特定財源)	800	600	600	800	800	800	800	
その他(特定財源)								
一般財源	800	2,324	1,027	1,056	1,139	1,207	800	
<b>実績の推移</b>								
	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	補助団体数	1	1	1	1	1	1	1
	会員数(4月1日現在)	850	756	794	856	873	860	901
	教科数(教室数)(4月1日現在)	20(不明)	21(26)	23(25)	24(30)	26(33)	25(31)	26(34)
	登録受講者数(4月1日現在)	1,235	1,137	1,186	1,186	1,273	1,222	1,315

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金	1,600	1,600	補助金	1,600	補助金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	補助対象団体の会員数（人）	856	873	860	901	1,000	各年4月1日現在
	加入率（％）	1.66%	1.61%	1.51%	1.77%	1.78%	会員数 ÷ 60歳以上人口 × 100
	登録受講者数（人）	1,238	1,273	1,222	1,315	1,470	各年4月1日現在 (1.47：一人当たりの平均受講数)

（問題点・課題）	会員数・受講者数が、毎年伸びていたものが、21年度にはやや減少したが、今後、団塊の世代の取り組みが課題となる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	団塊の世代や元気高齢者の社会参加を促進するため、団体の活動の活性化を図る必要がある。

況（要質問状）	平成16年四定 自民 元気な高齢者の社会参加、生きがい活動の支援策を強化すべき
---------	---

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	シルバー人材センター管理運営費等助成	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	新井玄二郎	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	シルバー人材センター管理運営費等助成費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 62年度	根拠	荒川シルバー人材センター補助金交付要綱・高齢者の		
終期設定	有 無 年度	法令等	雇用の安定等に関する法律等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]			
目的	荒川区シルバー人材センターの事業に要する経費の一部を助成することにより、同センターの安定的な経営を確保し、もって高齢者の福祉の向上に寄与する。				
対象者等	社団法人荒川区シルバー人材センター				
内容	補助対象経費及び補助額 （平成22年度交付額 47,281,705円（受注拡大強化助成費1,200,133円を含む。）） 人件費（7名） 51,622,702円 センター職員給与と規定に基づく正規職員の給与及び諸手当、社会保険料（事業主負担分） 中小企業退職積立金（事務局長 @20,000×12ヶ月、一般職員 @10,000×12ヶ月） 管理運営費 4,357,870円（消耗品・印刷製本・光熱水費等） 嘱託員報酬 2,401,000円 差引国庫補助金等相当額 12,300,000円  補助金以外の経費及び金額 全国シルバー人材センター協会賛助会費 50,000円 荒川区シルバー人材センター運営資金貸付金 3,200,000円				
経過	平成11年度より、荒川区立高齢者就業センター・荒川授産場・児童交通誘導業務の管理運営を委託。平成11年度～13年度の間、事務の移行を円滑に進めるため区職員を派遣し、事務局職員体制の強化を図った。 平成11年度 区派遣職員 3人 事務局長（課長職）・次長（係長）・職員（事務職） 平成12年度 区派遣職員 3人 事務局長（部長職）・次長（係長）・職員（事務職） 平成13年度 区派遣職員 1人 次長（係長） 平成14年度 14年4月1日公益法人派遣法施行に伴い、区職員の派遣を廃止 平成17年度 経営基盤強化補助を追加（単年度） 3,734,000円 平成18年度 繰越収支差額が1,000万円を超過したので、4,261,841円を区へ返還する。 平成19年度 繰越収支差額が1,000万円に満たないが税務署の指導があり精算金を含め5,057,111円を区へ返還。 平成20年度補助金精算による返還分958,070円。剰余金相当分800,000円。計1,758,070円を区へ返還。 平成21年度補助金精算による返還分2,490,905円。剰余金相当分8,800,000円。計11,290,905円を区へ返還。				
必要性	健康で働く意欲を持つおおむね60歳以上の高齢者を対象に、その知識、経験、能力を活かして働く機会の確保に努め、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与している。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区はシルバー人材センターに補助金を交付し、都補助対象分について都に請求・受領する。なお、国補助については、都シルバー人材センター連合を通じて、直接シルバー人材センターに交付される。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	48,163	52,099	49,232	49,232	50,306	49,173	49,368	
決算額（22年度は見込み）	47,271	51,264	48,933	48,933	46,329	36,850	49,368	
人件費		530	648	648	864	896		
【事務分担量】（%）		17	22	22	28	25		
合計（+）	47,271	51,794	49,581	49,581	47,193	37,746	49,368	
国（特定財源）								
都（特定財源）	12,882	12,882	12,882	12,882	12,495	12,495	12,495	
その他（特定財源）	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
一般財源	31,189	35,712	33,499	33,499	31,498	22,051	33,673	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	年度末会員数（人）	1,275	1,342	1,457	1,457	1,551	1,688	
	就業延べ人数（人）	130,178	151,809	211,806	211,806	220,957	227,489	
	契約金額（千円）	416,940	487,471	624,294	624,294	669,088	690,788	
	就業率（%）	71.3	79.2	81.3	81.3	65.1	62.0	
	受託件数（件）	4,104	4,372	4,976	4,976	5,809	6,322	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	人件費（7名）	49,441	47,953	人件費（7名）	47,953	51,623	
	管理運営費	4,358	4,358	管理運営費	4,358	4,358	
	嘱託職員報酬（1名）	2,380	2,389	嘱託職員報酬（1名）	2,389	2,437	
	全国SJ協会賛助会費	50	50	全国SJ協会賛助会費	50	50	
	国庫補助金相当額12,300千円を減		国庫補助金相当額12,300千円を減		国庫補助金相当額12,300千円を減		
貸付金	区への返還分800千円を減		区への返還分8,800千円を減				
	運営資金貸付金	3,200	3,200	運営資金貸付金	3,200	3,200	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	会員数(22年度は見込)	1,500	1,551	1,688	1,750		
	就業実人数（＃）	1,304	1,009	1,047	1,200		
	就業率（％）	78.9%	65.1%	62.0%	68.6%		就業実人員 / 会員数
	就業延べ人員（＃）	213,863	220,957	227,489	228,000		

（問題点・課題）	<p>会員数を拡大するとともに、会員に対する就業機会の拡充を図ることが大きな課題である。 平成23年4月1日、公益社団法人として登記を予定。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
企業等に対する受注拡大及び会員獲得のPR活動の充実	就業延べ人員及び会員数の拡充につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者人口の増大及び高齢化比率の上昇に伴い、高齢者の生きがいづくりとしても、就労機会の拡大を図ることは重要な課題である。

況議（要質問旨）	<p>15年二定 15年三定 16年一定 16年四定 17年一定</p> <p style="text-align: center;">高齢者の雇用の確保・拡充について</p>
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	シルバー人材センター受注拡大強化助成		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	新井玄二郎	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	シルバー人材センター受注拡大強化助成費（01-05-02）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠法令等		
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]				
目的	荒川区シルバー人材センターの受注拡大と会員数拡大に要する経費を助成することにより、同センターの受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を充実させる。					
対象者等	社団法人荒川区シルバー人材センター					
内容	補助対象事業及び補助額等（平成22年度） ・高齢者生活援助サービス事業補助（嘱託員報酬） 高齢者生活援助サービス事業嘱託員1名分の報酬及び社会保険料事業主負担分。 補助率1/2（限度額 1,200,133円）					
経過	平成6年度 都の補助対象事業となる事業及び民間企業の受注拡大を図るための企業開拓員の報酬を補助 平成10年度 国庫補助（介護支援推進事業補助金）の補助対象となる。補助期間は平成10年度から5年間 平成11年度 介護支援事業を推進するための嘱託員報酬を補助 平成12年度 就業分野拡大を目的とする事業に対し補助。（平成11年度から都補助金の補助対象事業となる。補助期間5年間。）介護支援推進事業嘱託員の報酬は引き続き補助対象だが、国庫補助金は直接シルバー人材センターに交付されることとなったため、区の補助は1/2補助とする。 平成13年度 事業補助金として4,000千円が国から追加交付 平成16年度 従来の就業分野拡大推進事業に対する都補助が終了し、新たに「チャレンジ提案事業」及び「コミュニティ就業モデル事業」が補助対象となった。これに伴い、区の補助内容も見直し、就業分野拡大推進事業費に対する補助は15年度限りで廃止の予定であったが、3,000千円のうち931千円を経過措置として交付し、残り2,069千円は新たに都補助対象となったチャレンジ提案事業に対して交付した。 平成19年度 チャレンジ提案事業が終了となり、新たに自主事業等開発推進事業が補助対象になる（補助金200万円）。なお、20～21年度は当事業について、シルバー-としては実施していない。 自主事業開発推進事業が平成21年度で3年間の時限措置終了					
必要性	荒川区シルバー人材センターの受注拡大と会員数拡大を図ることは、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与するため、必要性は高い。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区シルバー人材センター補助金交付要綱に掲げる補助対象経費について補助する。ただし、介護支援推進事業は国庫補助対象事業になっており、平成12年度からは経費の1/2が(財)東京都しごと財団を経由して、荒川区シルバー人材センターに直接補助されることになった。(国庫補助金名称 介護・育児サービス促進事業)また、就業分野拡大推進事業費(15年度まで)、チャレンジ提案事業及びコミュニティ就業モデル事業(18年度まで)、自主事業等開発推進事業費補助(19年度から3年間)は都の補助対象事業になっており、区が交付した補助金のうち補助対象部分について都より補助金が交付される。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,128	3,122	3,128	3,129	3,195	2,702	1,201	
決算額（22年度は見込み）	3,490	3,122	3,123	1,129	1,180	1,189	1,201	
人件費		530	648	793	864	896		
【事務分担量】（%）		17	22	25	28	25		
合計（+）	3,490	3,652	3,771	1,922	2,044	2,085	1,201	
国（特定財源）								
都（特定財源）	755	1,000	1,000	0	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	2,735	2,652	2,771	1,922	2,044	2,085	1,201	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	受託件数（件）	4,104	4,372	4,976	5,578	5,809	6,322	
	契約金額(千円)	416,940	487,471	624,294	637,562	669,088	690,788	
	公民比率（公：民）	43.3:56.7	45.7:54.3	52.0:48.0	51.4:48.6	50.3:49.7	52.6:47.4	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	高齢者生活援助サービス事業費		1,180	高齢者生活援助サービス事業費	1,189	高齢者生活援助サービス事業費	1,201
	自主事業開発推進事業（20年度交付せず）		0	自主事業開発推進事業（21年度交付せず）	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	受託件数	5,578	5,809	6,322	6,500		
	契約金額(千円)	637,562	669,088	690,788	715,572		
	公民比率	51.4:48.6	50.3:49.7	52.6:47.4	50.0:50.0		

（問題点・課題分析）	<p>会員数を拡大するとともに、会員に対する就業機会の拡充を図ることが大きな課題である。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>16年度からの新規事業（チャレンジ提案事業）については、18年度は14区が実施                  16年度からの新規事業（コミュニティ就業モデル）については、18年度は2区で実施                  19年度からの新規事業（自主事業等開発推進事業費補助）については、19年度11区、20年度7区、21年度は5区で実施。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>企業等に対する受注拡大及び会員獲得のPR活動の充実</p>	<p>就業延べ人員及び会員数の拡充につながる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>シルバー人材センターが新たな事業に進出し、会員数及び受注先の拡大を図るために実施する。</p>

議会（要旨）	<p>15年二定                  15年三定                  16年一定                  16年四定                  17年一定</p> <p style="text-align: center;">高齢者の雇用の確保・拡充について</p>
--------	--



事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者の社会参加しくみづくり		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	大久保 薫	内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉事業事務費（01-07-01）						
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	12 年度	根拠	「高齢者の社会参加しくみづくり」実施計画書		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]					
目的	地域への係わりが希薄なサラリーマン等が、定年退職後の地域社会活動を自ら企画立案して積極的な社会参加を実現できるよう支援する。						
対象者等	区内在住の定年退職者や定年退職予定者で、自主的な社会参加に向けた意欲のある者						
内容	<p>今後の高齢者の社会参加促進のため、社会参加意識が希薄なサラリーマンOB等へのアプローチが不可欠である。区内在住の定年退職者又は定年退職予定者が、これまでに培った知識、経験を活かし社会活動に参加できるよう、年1回、定年退職者向け市民ボランティア活動講座「新世界発見」を開催している。</p> <p>20年度 新世界発見：「ソフト ランディング!地域へ」 退職後の地域社会へのソフト ランディングしていくための準備として、情報・知識・生活技術・地域とのつながりを身近に感じてもらうことに重点を置いた。</p> <p>第1回 11/26 9時～15時 杉並区内のボランティア活動団体・施設等</p> <p>第2回 11/29 13時～16時 「地域に（料理教室）～」 荒川山吹ふれあい館（講師：NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ代表筑摩孝雄）</p> <p>第3回 12/7 17時～19時 「地域とともに生きる（講演会）」首都大学東京荒川キャンパス講堂（講師：荒川区長）参加者3名が代表報告</p> <p>19年度 参加者が持つ様々な一芸（趣味や特技等）を活用して、ボランティア活動につなげるための「一芸DEボランティア講座」全3回(3/6・13・15 サンパール荒川 集会室、荒川老人福祉センター)を開催</p> <p>第1回 3/6 18時30分～20時30分 サンパール荒川 4階集会室 NPOゼファーまちづくり 講師 石森宏 日本ケアリングクラウン研究所 講師 高田佳子 阿波踊り 葵連 講師小峯郁恵</p> <p>第2回 3/13 18時30分～20時30分 サンパール荒川 4階集会室 住民流福祉総合研究所 所長 木原孝久</p> <p>第3回 3/15 13時30分～15時30分 荒川老人福祉センター 4階会議室 希望者に一芸を披露又はプレゼンテーション</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12年度 検討会を開催 高齢者団体として「荒川区高年者クラブ連合会」「シルバー人材センター」「シルバー大学」各2名、専門知識を有する講師2名の合計8名で実施し、さらに、社会福祉協議会等がオブザーバー参加</li> <li>・13年度 定年退職者向け市民ボランティア活動講座の開催 社会福祉協議会との共催で、定年退職者及び退職予定者を対象に、参加者の自主的な社会参加を促進するための講座を5回シリーズで開催。14年度より社会福祉協議会へ委託</li> <li>・22年度 事業内容が他課と重複するため廃止。</li> </ul>						
必要性							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 社会福祉協議会に委託						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	161	161	158	158	159	159		
決算額（22年度は見込み）	159	161	154	158	159	159		
人件費		1,034	1,025	854	762			
【事務分担量】（%）		12	12	10	9			
合計（+）	159	1,195	1,179	1,012	921	159	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	80	80	79	79	79			
その他（特定財源）								
一般財源	79	1,115	1,100	933	80	159	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	講座参加者	15	13	134	50	21	-	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費		126	事業費	120		
	事務費		12	事務費	18		
	管理費		21	管理費	21		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	講座参加率（％）	46	50	78			参加者数 / 募集定員 18年度はコンサート形式で行ったため、参加率増となった。

（問題点・課題）	<p>団塊世代の大量退職の時期を迎え、平成19年度から総務企画課が、『団塊世代を中心とした地域活動の促進』 - 「団塊世代活動支援コーナー」「地域活動支援事業補助金を社協”ふらっと・フラット“に補助」平成20年度から社会教育課が、『団塊パワー地域活性化支援事業』 - 荒川区生涯学習推進計画の重点目標『団塊世代活動支援コーナー関係機関連絡会議』の開催等の事業を開始した。高齢者福祉課の当該事業は中止し、区全体の団塊世代活性化支援事業に発展的に吸収されるべきである</p>
他区の実施状況	<p>（実施 10 区 未実施 12 区）</p> <p>千代田、港、新宿、墨田、品川、目黒、杉並、足立、葛飾、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
団塊世代活動支援事業との内容的重複を、精査、整理検討する	総務企画課と調整し、所管の整理によって効率化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	休止・完了	事業内容が他事業と重複するため廃止。

状況（要旨）	<p>H14・二定 元気高齢者づくり方策の展開について</p> <p>H16・四定 元気な高齢者の社会参加、生きがい活動の支援策について</p> <p>H18・四定 団塊世代の区の受け皿づくりと区の役割について</p> <p>H19・二定 団塊の世代をはじめとする中高年の社会参加に向けた受け皿整備を</p>
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦																												
		担当者名	依田泉子	内線	2677																												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	老人福祉センター事務費（01-01-01）																																
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																													
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則																												
終期設定	有	無	年度	法令等	" 会議室の利用に関する要綱																												
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																												
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																															
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																															
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]																															
目的	高齢者が、老人福祉センターにおける生活相談・健康相談・機能訓練や、各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。																																
対象者等	満60歳以上の方																																
内容	生活相談（生活相談員が、介護・福祉・就労・財産等の生活全般の相談に応じ、相談者を支援する。[毎日] 健康相談（健康で快適な生活を維持するための指導援助[毎日]と嘱託医による週1回の問診・血圧測定等の健康診査を行う。[毎週水曜日午後2時～3時30分、原則月4回]） 機能訓練（脳卒中などによる後遺症がある方や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象として、毎日の集団訓練を基礎とし、リハビリ指導員による個別指導・訓練[週3回]と健康相談員による自主訓練を行う[週3回]） 入浴サービス（各定員30名[火曜日10時～正午・13時～15時、土曜日13時～15時]） 各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等） 各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス・茶道・あみもの・英会話・華道・詩吟・朗読・絵てがみ・硬筆・ソーシャルダンス・そろばん・IT講習会・公開講座等） いこい室事業（カラオケ・民謡・踊り・手芸・舞台装飾・各種大会等） （教材費等一部自己負担のものあり。）																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00～12:00</th> <th>午後 1:00～5:00</th> <th>午後 6:00～10:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>65m<sup>2</sup>:40名</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>64m<sup>2</sup>:40名</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>64m<sup>2</sup>:40名</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 50%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">21年度会議室貸出実績 (平成22年3月末現在)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>543</td> </tr> </tbody> </table> [住所]荒川区荒川1-34-6 [敷地面積]777.68m <sup>2</sup> [延床面積]2,021.17m <sup>2</sup> [構造]地下1階地上4階建 [施設内容]機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等		定員	使用料			午前 9:00～12:00	午後 1:00～5:00	午後 6:00～10:00	会議室1	65m <sup>2</sup> :40名	400円	500円	500円	会議室2	64m <sup>2</sup> :40名	400円	500円	500円	会議室3	64m <sup>2</sup> :40名	400円	500円	500円	21年度会議室貸出実績 (平成22年3月末現在)			件数	高齢者	540	一般	3	計
	定員			使用料																													
		午前 9:00～12:00	午後 1:00～5:00	午後 6:00～10:00																													
会議室1	65m <sup>2</sup> :40名	400円	500円	500円																													
会議室2	64m <sup>2</sup> :40名	400円	500円	500円																													
会議室3	64m <sup>2</sup> :40名	400円	500円	500円																													
21年度会議室貸出実績 (平成22年3月末現在)																																	
	件数																																
高齢者	540																																
一般	3																																
計	543																																
経過	昭和45年12月1日開設。全面改築に合わせて平成6年12月1日荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した、高齢者センターを開設する。平成7年4月より荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託する。(平成21年度更新)																																
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要といえる。																																
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会を指定管理者として、荒川老人福祉センターの管理運営を委託する。 [職員の人員配置](常勤)所長1名・事務員2名 (非常勤)健康相談員1名・生活相談員1名・リハビリ指導員1名・推進員4名・看護師1名・用務員2名・事務員1名																																

	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算・決算額等の推移	63,223	63,062	60,862	65,897	65,236	65,670	65,374	
予算額	63,223	63,062	60,862	65,897	65,236	65,670	65,374	
決算額(22年度以降は見込み)	56,224	57,737	57,851	64,745	62,118	57,984	65,374	
人件費		2,155	2,391	3,160	1,609	896		
【事務分担量】(%)		25	28	37	19	25		
合計(+)	56,224	59,892	60,242	67,905	63,727	58,880	65,374	
国(特定財源)	591	585	0	0				
都(特定財源)	1,508	2,182	0	1,150	1,115	494	1,122	
その他(特定財源)	114	107	103	86	41	181		
一般財源	54,011	57,018	60,139	66,669	62,571	58,205	64,252	
実績の推移								
事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
生活相談・健康診査・健康相談延べ件数	1,494	1,626	3,215	2,944	2,854	4,564		
機能訓練・入浴延べ人数	5,512	4,928	5,342	4,250	3,819	3,629		
各種行事・各種教室延べ人数	14,482	12,944	12,498	14,109	14,282	15,003		
いこい室・会議室延べ人数	22,109	23,106	24,791	21,854	20,534	20,277		

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	人件費	44,255	人件費	40,575	人件費	47,126
		管理費	10,248	管理費	10,319	管理費	11,287
		事業費	7,466	事業費	6,951	事業費	6,961
		本部会計繰入金	149	本部会計繰入金	139		
	工事請負費						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	生活相談・健康審査・健康相談	2,944	2,854	4,564	969	4,564	平成22年度は6月1日現在
	機能訓練・入浴	4,250	3,819	3,629	650	3,629	平成22年度は6月1日現在
	各種行事・各種教室	14,109	14,282	15,003	3,953	15,003	平成22年度は6月1日現在
	いこい室・会議室	21,854	20,534	20,277	3,220	20,277	平成22年度は6月1日現在

（問題点・課題）  
 年々入館者人数が増えてきており、幅広い年齢層に対応する必要がある。高齢者の方々が安心して利用できるよう、浴室・脱衣室の衛生状況を改善して、より質の高いサービスを提供していくことが求められる。各種教室についても、利用状況等を確認しながら更新を行っており、好評であるため、引き続き利用者の声を聞きながら取り組んでいく。

（実施状況）  
 （実施 18 区 未実施 区）  
 当老人福祉センターと同程度の活動内容である高齢者施設を有する区を挙げた。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
浴室・脱衣室の衛生状況を改善するために、天井・壁・壁紙の張替えや浴室内にある照明・換気扇を交換する。	浴室・脱衣室の衛生状況の改善により、高齢者の方々が安全に安心して浴室を利用できるため、現状よりも質の高い入浴サービスの提供が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	介護予防の観点からも、多くの高齢者が、日常をいきいきと暮らし、元気に過ごしていけることができるように、魅力のある事業を展開する必要がある。

（状況）  
 議（要旨）  
 状

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川授産場管理運営		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	新井玄二郎	内線	2678	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	荒川授産場管理運営費・荒川授産場事務費(16-01-01)						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	54年度	根拠	社会福祉法・生活保護法・荒川区立荒川授産場		
終期設定	有	無	年度	法令等	条例・荒川区立荒川授産場規則・要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]					
目的	一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に設備と仕事を提供することにより、健康の保持や生きがいづくりに寄与するとともに、生活安定の一助とする。						
対象者等	1 60歳以上の荒川区民、2 生活困難者、3 その他区長が適当と認めたもの 2及び3に該当するものは収入基準あり...利用申込者の属する生計中心者の収入については、地方税法に規定する市町村民税の所得割が90,000円未満であること。						
内容	<b>施設の概要</b> 1 所在地 荒川区東尾久4丁目3番7号 2 延床面積 1088.52㎡（このうち、484.62㎡が授産場部分） 3 構造等 鉄筋コンクリート造り 地上3階・地下1階 4 施設内容 作業室・利用者休養室（施設3階部分） 5 定員 場内29名・居宅58名（平成20年度末現在の利用者数 場内20名、居宅0名） 6 開設日 平成5年4月6日「高齢者就業センター」落成。平成11年同セ/へ授産場移転。						
経過	昭和55年3月1日 東京都から事務移管（施設所在地 荒川区東尾久5丁目4番11号） 旧授産場譲渡を受ける。（20年間の用途指定あり） 平成11年度 授産場の管理運営の一部をシルバー人材センターに委託。同時に、高齢者就業センター内（現所在地）に移転。旧施設は当分の間授産場倉庫として使用。 平成13年度 区派遣事務職員廃止、シルバー人材センター非常勤職員が対応。 平成14年度 区派遣職員 場長（シルバー人材センター次長、就業センター所長兼務）廃止 平成18年度 就業センター廃止に伴い会議室を加える 指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター） 平成21年度 指定管理者を5年間延長する。（25年度まで）						
必要性	授産場において、一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に仕事を提供することは、健康の保持や生きがいづくりに寄与するとともに、生活安定の一助となる。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成11年度より社団法人荒川区シルバー人材センターに管理運営を委託 平成18年度より指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター） 平成21年度指定管理料実績16,373千円 人員配置 常勤9人（うちシルバー会員6人）場長1名、事務員2名、指導員6名						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	18,495	18,898	23,216	17,774	19,639	17,460	17,422	
決算額	15,913	16,223	22,045	14,197	17,621	16,373	17,422	
人件費	/	649	887	817	1,071	1,141	/	
【事務分担当量】（%）	/	22	32	26	34	35	/	
合計（+）	15,913	16,872	22,932	15,014	18,692	17,514	17,422	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	24,188	24,195	17,536	17,776	18,999	17,545	16,486	
一般財源	-8,275	-7,323	5,396	-2,762	640	-85	936	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	場内利用者数(年間実働人員)	257	235	239	238	249	240	
	居宅利用者数(年間実働人員)	11	4	1	0	0	0	
	場内利用者数(年度末)	21	19	19	21	20	20	
	居宅利用者数(年度末)	3	1	1	0	0	0	
	支払工賃(平均月額)	24,216	24,657	27,010	32,352	35,480	35,231	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費						
	委託料	人件費	9,371	人件費	8,992	人件費	9,378
		管理費	5,631	管理費	6,177	管理費	6,713
		事務費	234	事務費	1,204	事務費	1,331
	光熱水費						
	工事請負費	外壁改修	1,941				
		事業運営費	444				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	場内利用者数（年間実働人員）	238	249	240	252	252	延べ人数
	居宅利用者数（年間実働人員）	0	0	0	0	0	延べ人数

（問題点・課題）	<p>定員は29名だが、作業スペースを確保できず、20名程度しか受け入れることができない。また、作業員の高齢化に伴い作業効率が低下すると、受注拡大を図っても対応が困難となる。</p> <p>事務移管時の譲渡契約上の用途指定期間が過ぎたこともあり、高齢者向けの授産施設を廃止する区も出ている。都も15年度限りで廃止している。利用者の年齢及び作業内容がシルバー人材センター事業と類似しているため、一体化を検討していく必要はあるが、授産場場内利用者は高齢化しており、シルバー人材センターの理念である「自主・自立」の出来る年齢・体力を兼ね備えている利用者は非常に少ない。指導員のような手助けの出来る者が必要であり、一体化していく上での課題は大きい。</p>
他区の実況	<p>（実施 6 区 未実施 区）</p> <p>中央区、渋谷区、北区、板橋区、足立区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	利用者の高齢化や雇用状況の推移等を踏まえ、現状の規模で実施する。

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者家賃等助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者家賃等助成事業費（01 - 21 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠法令等	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。				
対象者等	<p>75歳以上のひとり暮らし世帯又は75歳以上の者を含む70歳以上の者のみで構成されている世帯                  区内に引き続き2年以上住所を有していること。                  民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯                  次のいずれかの事項に該当する民間賃貸住宅に1年以上居住していること。ただし、本人の意思によらない事由による転居を除く。昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。住戸の専用面積が18㎡未満であること 住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。                  次の事項にすべて該当する民間賃貸住宅に転居すること。（転居には、現在居住している民間賃貸住宅の建て替えを含む。）昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。住戸の専用面積が25㎡以上であること、ただし、平成18年9月18日以前に建築された住宅については18㎡以上とする。                  住戸に浴室又はトイレが設置されていること。                  賃貸借契約に定める賃貸料を納入できる見込みのあること。                  原則として独立して日常生活を営むことができること。                  住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。                  生活保護世帯でないこと。                  前年度の住民税が非課税であること</p>				
内容	家賃 転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。 転居一時金 礼金、権利金：家賃助成額の2月分を限度とする 仲介手数料：家賃助成額の1月分を限度とする 契約更新料 更新後家賃助成額の1月分を限度とする。 転居費用：4万円を限度とする				
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了				
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						1,609	6,416	
決算額						3		
人件費						814		
【事務分担当】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	817	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	817	0	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
助成申請者数						0	10	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用			消耗品	3	消耗品	16
	負担金補助及び交付金			家賃補助	0	家賃補助	4,800
				転居一時金	0	転居一時金	1,200
				仲介手数料等	0	転居費用	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	助成申請者数			0	10		22年度は予算件数

（問題点・課題）	相談の時点で年齢要件で非該当になるケースがあるため見直しをする。また、高齢者本人では補助要件に当てはまる住宅を探すのが困難であるものと思われる。
	（他区の実施状況） （実施 8 区 未実施 14 区） 千代田区：居住安定支援家賃補助制度 文京区：高齢者等居住支援事業 大田区：高齢者世帯等住み替え家賃助成 豊島区：高齢者世帯等住み替え家賃助成制度 新宿区：民間賃貸住宅居住継続支援制度 目黒区：高齢者世帯住み替え家賃助成 渋谷区：住み替え家賃補助制度 江戸川区：民間賃貸住宅家賃等助成制度

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
チラシによる事業の周知を行い、補助要件の説明をわかりやすく伝えられるよう、チラシ以外の方法も検討する。	対象者の把握に効果がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の住環境向上に加え耐震化促進にも寄与する事業であり、必要である。

（状況）	21一定 防災まちづくりの推進への効果
------	---------------------



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高齢者民間住宅入居支援事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内 和彦
		<b>担当者名</b>	板倉久江	<b>内線</b>	2675
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	高齢者民間住宅入居支援事業（01-02-18）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成 19 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。				
<b>対象者等</b>	次のいずれにも該当するもの及び区長が特に必要と認めるもの ひとり暮らしの高齢者または高齢者及び60歳以上のみの世帯 荒川区内に引き続き1年以上居住していること 区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられないこと 自立した生活を営め、家賃の支払いができること 緊急連絡先があること 世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること 特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと				
<b>内容</b>	債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） 初回保証料は月額家賃等の30%、更新時は初回保証料と同額 保証会社：日本セーフティ(株) ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円				
<b>経過</b>					
<b>必要性</b>	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	100	160	550	500	
決算額(22年度は見込み)				60	0	20	0	
人件費				1,110	593	407		
【事務分担量】(%)				13	7	5		
合計(+)	0	0	0	1,170	593	427	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	1,170	593	427	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	新規助成件数				3	0	0	
	更新時助成件数				-	-	1	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	債務保証料(初回分)	0	債務保証料(初回分)	0	債務保証料(初回分)	500
	債務保証料(更新分)	0	債務保証料(更新分)	20	債務保証料(更新分)	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	助成者数	3	0	1	15		

（問題点・課題分析）	制度の実効性をあげるために、対象者及び不動産関連業者への周知が重要である。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 12 区                      未実施 10 区）</p> <p>補助率 1/2(品川、中野、世田谷、北、豊島、台東、練馬)、10/10(大田、文京、新宿、渋谷、千代田)                      限度額 5万円(品川、大田、文京、渋谷、千代田)、2万円(世田谷、台東)、1万5千円(中野、北)、1万円(豊島)、新宿(単身:3万6千円、2人以上:4万5千円)、練馬(月額賃料の30%)</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家賃助成事業と合わせて不動産関連業者への周知方法を検討する。	制度の実効性を上げることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	高齢者が住み慣れた地域において住宅を確保するために必要である。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	社会福祉協議会事業補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 35 年度	根拠法令等	長寿慶祝の会実施計画書		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。				
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者				
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>内 容：一部 式典、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶（紹介）、花束贈呈 二部 演芸</p> <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 平成21年9月21日(月) 9時00分から4回実施</li> <li>・第1回 9時00分～10時20分 南千住地域 来場者数 606人 (対象者数 3768人)</li> <li>・第2回 11時20分～12時40分 荒川・町屋地域 " 1245人 (対象者数 6073人)</li> <li>・第3回 13時40分～15時00分 尾久地域 " 948人 (対象者数 5605人)</li> <li>・第4回 16時00分～17時20分 日暮里地域 " 916人 (対象者数 4376人)</li> </ul> <p>参加者総数 計3,715人(対象者数計19,822人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念品は4,000個用意した。</li> <li>*区は事業を補助し、共催実施している。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</li> <li>・平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</li> <li>・平成14年度以降、地域別にて3回開催</li> <li>・平成21年度は、上記のとおり4回開催</li> </ul>				
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,829	2,577	2,570	2,549	2,449	3,061	3,061	
決算額(22年度は見込み)	2,322	2,275	2,279	2,413	2,690	2,917	3,061	
人件費	/	1,034	1,025	1,879	2,033	1,629	/	
【事務分担量】(%)	/	12	12	22	24	20	/	
合計(+)	2,322	3,309	3,304	4,292	4,723	4,546	3,061	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,322	3,309	3,304	4,292	2,449	3,061	3,061	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数	16,855	17,390	17,968	18,748	19,406	19,822	23,319
	来場者数	2,808	2,760	2,795	2,968	3,701	3,715	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	補助金	会場使用料	146	会場使用料	165	会場使用料	189
		演芸委託料	600	演芸委託料	800	演芸委託料	800
		手話通訳者謝礼	18	手話通訳者謝礼	27	手話通訳者謝礼	24
		看板作成費	76	看板作成費	77	看板作成費	77
		付帯設備使用料	57	付帯設備使用料	55	付帯設備使用料	70
		参加者記念品	1,509	参加者記念品	1,509	参加者記念品	1,600
		消耗品等	238	消耗品等	292	消耗品等	301

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	来場者数	2,968	3,701	3,715	4,000	4,000	来場者数実績
	参加率	15.8%	19.6%	18.7%	19.1%	19.1%	来場者数 ÷ 75歳以上人口 × 100
	対象者数			19,822人	20,943人	20,943人	22年度は、6月20日時点

(指標分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者は年々増加し、会場の収容能力も限界であるため、実施方法を変更したところ好評であった。</li> <li>・区主催のお祝い会に対して喜びを感じている高齢者は少なくないが、一方で、町会や各単一高齢者クラブ等で敬老のお祝い会を実施しており、事業のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>式典開催 8 区、管理運営委託 2、地区敬老行事に助成 1、高齢者福祉施設で演芸等開催 5 など</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
参加者増に対応し1日4回開催を継続しつつ、よりスムーズに入れ替えができるよう改善する。	より多くの高齢者が参加し、楽しむことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	敬老週間の事業として最も重要なものであり、引き続き実施する。

(状況)	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	理美容サービス事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	(平成20年4月1日改正)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 年間支給枚数 (1)当該年度の 4月から 5月までの認定者 6枚(5月支給) (2)当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3)当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4)当該年度の10月から11月までの認定者 3枚 (5)当該年度の12月から 1月までの認定者 2枚 (6)当該年度の 2月から 3月までの認定者 1枚 支給方法：継続利用者には5月に民生委員を通じて配付。新規決定者には、高齢者福祉課が郵送配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円(出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円) (自己負担金1,900円)				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円(非課税者半額)を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	( 3委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,042	3,618	3,088	2,711	2,354	2,157	2,136	
決算額(22年度は見込み)	2,496	2,192	2,205	2,139	1,816	1,909	2,136	
人件費		1,034	1,025	1,452	762	570		
【事務分担量】(%)		12	12	17	9	7		
合計(+)	2,496	3,226	3,230	3,591	2,578	2,479	2,136	
国(特定財源)								
都(特定財源)	1,973							
その他(特定財源)								
一般財源	523	3,226	3,230	3,591	2,578	2,479	2,136	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者(5月末現在)	1,544	1,801	1,823	1,920	1,915	2,011	2,017
	希望者	296	275	284	221	278	220	235
	支給枚数(22年度は5月末現在)	1,648	1,504	1,523	1,326	1,518	1,320	1,410
	利用枚数	634	549	572	566	491	319	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（予算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費		1,448	事業費	1,567	事業費
	事務費		61	事務費	61	事務費	61
	管理費		307	管理費	281	管理費	278

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	サービス券支給枚数	1,326	1,518	1,579	1,579	-	
	サービス券利用枚数	566	491	615	615	-	
	対象者数	1,920	1,915	2,011	2,011	-	各年度7月末現在（22年度は見込み）

（問題点・課題分析）	<p>15年度に利用者負担を見直した影響からか、15年度の利用実績は対前年度比で14%減となった。平成16年度以降も利用実績が減少傾向にあったが、平成21年度は支給希望者は290名と申請者数が増加傾向に転じた。地域包括支援センターを通じた申請が増えているため、今後も申請は増加するものと思われる。</p>
他区の実況	（実施 21 区                      未実施 1 区）  台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、できるだけ加入店を募るよう依頼し、利用者の利便を図る。	利用率の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	宮島弘江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	紙おむつ購入費助成事業費（01-02-03） 家族支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 52 年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上で 要介護4及び5の方、 要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方				
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。</li> <li>・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所で使用可</li> </ul> <p>【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。</li> <li>・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度から所得制限（生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯）を撤廃。</li> <li>また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円）</li> <li>・平成12年度から介護保険制度との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。</li> <li>・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。</li> <li>・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。</li> <li>・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。</li> <li>・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計の地域支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。</li> <li>・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。</li> </ul> <p>（おおむね65歳以上のおむつ 65歳以上、身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1級又は2級であること。愛の手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1度又は2度であること）。</p>				
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>購入券 3ヶ月ごとに郵送（前渡し） 薬業共同組合・介護サービス事業者組合に加盟している指定店で紙おむつ購入券を紙おむつと引き換える。22年4月現在、加盟指店は薬局（66箇所）・事業所（8箇所）。</p> <p>現金支給 4ヶ月ごとに振込み（後払い）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		61,610	72,333	70,922	75,181	81,403	90,218	98,233
決算額（22年度は見込み）		61,605	63,655	66,395	74,896	81,344	88,284	98,233
人件費			6,206	5,722	4,868	2,965	1,712	
【事務分担当】（%）			132	67	57	35	70	
合計（+）		61,605	69,861	72,117	79,764	84,309	89,996	98,233
国（特定財源）				4,703	4,282	4,858	4,809	5,624
都（特定財源）		3,510	3,231	2,366	2,141	2,429	2,375	2,812
その他（特定財源）				4,617	4,152	4,708	2,375	5,626
一般財源		58,095	66,630	60,431	69,189	72,314	80,437	84,171
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	購入券利用者数(実際の使用数)	9,664	9,778	9,840	11,209	12,420	13,596	15,072
	おむつ代助成件数	1,524	1,993	1,680	2,647	2,622	2,736	3,096
	計	11,188	11,771	11,520	13,856	13,848	16,332	18,168
	利用者数(22年度は6月1日現在)	1,440	1,400	1,505	1,796	1,971	2,162	2,179

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費 扶助費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	115	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	123	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	125	
	紙おむつ購入助成費	69,234	紙おむつ購入助成費	76,284	紙おむつ購入助成費	84,046	
	”（介護会計）	11,995	”（介護会計）	11,877	”（介護会計）	14,062	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	購入券延べ利用者数（年度末現在）	11,209	12,420	13,596	15,072	-	22年度は見込
	おむつ代助成延べ件数（年度末現在）	2,647	2,622	2,736	3,096	-	22年度は見込
	利用者数	1,796	1,971	2,162	2,179	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	・利用者が引き換え可能なおむつの種類に限定がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用者が引き換え可能なおむつの種類について、事業者と協議する。	引き換え可能なおむつの種類が増える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	これまでと同様に実施する。

議（要質問）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
--------	--------------------------------



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者住宅改修給付事業費（01-02-04） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠 法令等	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行なうことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。				
対象者等	1. 住宅改修予防給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果が非該当となった者 生計中心者の前年所得が585万2千円以下であること。但し、扶養家族のある場合は1人につき38万円を加算する。 （ は住宅改修予防・住宅設備改修各給付共通） 2. 住宅設備改修給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅設備の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果、要支援又は要介護となった者 3. 費用負担 助成基準額を超える額と助成基準額の10%は自己負担。（生活保護受給者は給付限度額内全額免除）				
内容	1. 高齢者住宅改修予防給付（～介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2. 高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円 都と同額 流し、洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円 都と同額 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都と同額 3. 住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4. リフォーム相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行なう 5. 老人性白内障障特殊眼鏡等費用助成事業 開眼手術を受け当該特殊眼鏡等の購入に要した費用の助成。10年程実績無し				
経過	平成 元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成 3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成 5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施 （対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）				
必要性	住宅改修を行うことにより、介護を受けながら住み続けられる住まいを確保できる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問調査 工事計画書の提出 改修費助成決定 工事着工 工事完了 完了調査 助成金支出 ・助成金は給付券方式により助成し、利用者は自己負担及び助成基準額を超える額を施行業者に支払う。これにより、償還払い方式に比べて経済的負担の軽減を図っている。 ・同一改修工事に対し、申請場所が2ヶ所あること、給付方式が異なることで混乱が生じないよう、高齢者福祉課と介護保険課とで申請時の連絡調整、工事見積書の内容統一化、給付券の同時時期発行等を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	33,722	17,796	17,774	21,412	19,494	27,325	22,091	
決算額（22年度は見込み）	33,067	17,431	8,837	21,412	19,494	27,203	22,091	
人件費		8,360	8,711	6,234	6,098	4,072		
【事務分担当量】（%）		97	102	73	72	50		
合計（+）	33,067	25,791	17,548	27,646	25,592	31,275	22,091	
国（特定財源）	0	0	673		380	375	399	
都（特定財源）	8,208	9,166	4,350	8,562	9,467	9,219	10,745	
その他（特定財源）	0	0	691		369	377	400	
一般財源	24,859	16,625	11,834	19,084	15,376	21,304	10,547	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予防給付件数	6	1	2	9	7	6	6
	・浴室改修給付件数	28	43	12	46	39	58	34
	・流し・洗面台改修給付件数	5	2	0	1	3	3	1
	・便所改修給付件数	71	69	45	52	50	62	55
	・その他（階段昇降機）	18	-	-	-	-	-	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	住宅改修予防給付事業		1,230	住宅改修予防給付事業	1,019	住宅改修予防給付事業	1,620
	住宅設備改修給付事業		17,325	住宅設備改修給付事業	25,245	住宅設備改修給付事業	19,473
報償費	専門相談員の報償費		919	専門相談員の報償費	919	専門相談員の報償費	975
	住宅改修事業者連絡会の謝礼		20	住宅改修事業者連絡会の謝礼	20	住宅改修事業者連絡会の謝礼	23

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (22年度)	
標	予防給付件数	9	7	6	10		22年度は見込み件数
	設備改修件数	99	92	123	100		22年度は見込み件数

問題点・課題 (指標点分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付要件に要介護認定が必要なこともあり、相談から工事着工までの待機期間を短縮する必要がある。</li> <li>要介護認定の結果が出た時点で速やかに住宅改修ができるよう、急ぐ場合要介護認定申請後に事前調査を行っている。原則として在宅生活での改修申請であるが、退院が明らかと判断出来る場合は入院中でも申請を受けており、生活環境整備が退院に間にあうようにする必要がある。</li> <li>非該当者を対象にした予防給付を積極的に活用し、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人が、生活動作の自立を継続出来るようにする必要がある。</li> <li>住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（地域ケアマネジメント支援：地域包括支援センターの相談機能アップのため、住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 各区とも従前の高齢者住宅改造事業を継続する形で実施している

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	在宅生活を支援するため、引き続き実施する。

議会議案 (要旨)	13年一定	住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について
	14年一定	住宅改修事業者への事業PRについて

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	三澤寿恵	<b>内線</b>	2661
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（01-02-05）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成 47 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。				
<b>対象者等</b>	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で介護保険の要介護度が4及び5の者で寝具乾燥消毒が必要な者。				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥消毒 11回/年</li> <li>・水洗い 1回/年</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p>&lt;自己負担金&gt; 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1,155円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で294円（税込）となる。</p>				
<b>経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更</li> <li>・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更</li> <li>・平成12年度 自己負担金導入</li> <li>・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更</li> <li>・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止</li> </ul>				
<b>必要性</b>	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 サンライズセンター株式会社				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	99	71	98	158	252	312	321	
決算額（22年度は見込み）	62	38	48	157	234	251	321	
人件費	/	603	598	1,025	1,016	734	/	
【事務分担量】（%）	/	7	7	12	12	30	/	
合計（+）	62	641	646	1,182	1,250	985	321	
国（特定財源）								
都（特定財源）	197							
その他（特定財源）								
一般財源	-135	641	646	1,182	252	312	321	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数（人）	5	4	4	10	10	6	8

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	234	寝具水洗・乾燥消毒委託	251	寝具水洗・乾燥消毒委託	321

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	対象者数(年度末現員)	10	10	6	8	-	

（問題点・課題分析）	・最近、利用者の数が少なくなっている。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 対象要件 要介護4以上（目黒、豊島、北、板橋） 要介護条件なし（新宿、文京、台東、江東、大田、渋谷、杉並、葛飾、江戸川）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区報、HPを通じた事業のPRに努める。 また、介護事業者へ事業の説明を行う。	要件を満たしている対象者への支給の漏れを防ぐ。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	通所サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	通所サービス利用者負担軽減費(01-02-16)				
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減
終期設定	有	無	20年度	法令等	補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日より介護保険の保険給付の対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。				
対象者等	介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。				
内容	<p>通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付の対象となっていた食費の一部を助成する。</p> <p>1 申請手続 補助金の交付を受けようとする者は認定申請書を区に提出する。（補助金の受領を事業所に委任する場合は、代理受領委任状を区に提出し、事業所は代理受領の申出書を提出する。）</p> <p>2 軽減方法 事業者は認定利用者の補助金額を差し引いたうえで食費を徴収。1食当たりの補助金額については次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 20px;">指定介護事業所等において、調理加工を行なった場合の食費が 383円以上509円未満の場合、当該食費の額から382円を減じた額。 509円以上の場合、当該食費の額に4分の1を乗じた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、189円を上限とする。</p> <p>3 補助金請求方法 事業所は1月分の軽減状況を取りまとめて、翌月末までに補助金請求書を提出する。（3月は同月末）</p>				
経過	介護保険法改正により、平成17年10月1日から居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補給給付が新たに創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることから同日より実施。 6カ月の時限事業として開始したが、期限延長（平成23年3月31日まで延長）。				
必要性	食費（調理費）が保険給付の対象外となり、従前までの負担と比べると約2倍の負担となる。この急激な負担増を緩和することが、施設利用の抑制による介護度の重度化を防ぐ観点から必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 対象となる食事を提供している事業所において対象者分の助成を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	5,203	13,224	11,052	11,803	12,620	12,911	
決算額（22年度は見込み）		5,176	9,668	11,052	11,803	12,620	12,911	
人件費		4,137	2,306	3,587	2,710	2,443		
【事務分担量】（%）		48	27	42	32	30		
合計（+）	0	9,313	11,974	14,639	14,513	15,063	12,911	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	9,313	11,974	14,639	11,803	12,620	12,911	
実績の推移	事項名	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助食数（延べ）		33,075食	61,692食	75,427食	79,258食	80,963食	
	補助認定者数		900	1,045	1,127	1,122	1,281	-
	対象施設数		18	22	36	46	51	-

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金額		11,803	補助金額	12,620	補助金額

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（23年度）	
標	補助食数	75,427	79,258	59,842	80,963	-	22年度は見込み額
	補助認定者数	1,127	1,122	1,214	1,281	-	22年度は見込み額
	対象施設数	36	46	51	51	-	22年6月1日現在

（問題点・課題）	<p>本事業は当初17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、さらに期間延長され、22年度までとなった。23年度以降の検討が必要である。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 3 区                      未実施 19 区 ）</p> <p>千代田区・港区・渋谷区は平成17年10月1日改正から実施。うち千代田区は平成18年度をもって事業終了。港区・渋谷区・新宿区は平成22年度継続実施。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	これまでと同様に実施する。

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひと声運動事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	大久保 薫	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ひと声運動事業費(01-02-07)						
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	47 年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者ひと声運動事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	民生委員が、年2回、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、種々の相談に応じ、心の交流を図ることにより引きこもりの解消や孤独感を軽減し、また在宅生活に安心感を与えて、ひとり暮らし生活の安定に寄与する。						
対象者等	満65歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、区に登録された方						
内容	<p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ひとり暮らし高齢者届」の対象者は、65歳以上で、近隣（徒歩5分以内）に2親等以内の血族がいない者である。登録時に民生委員が調査している。</li> <li>区に「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、登録された者の名簿を作成し、社会福祉協議会へ通知する。社会福祉協議会は、新規登録者で希望する者に民生委員を通じて緊急ホイッスル（@320円）を配布する。（新規登録者の名簿は毎月区で作成する。）社会福祉協議会では「ひとり暮らし高齢者カード」を作成し、民生委員の訪問時の聞き取りの記録等を保管する。</li> <li>民生委員がひとり暮らし高齢者宅を年2回（7月、2月）訪問する。</li> <li>70歳以上（前年度住民税非課税者）を対象にふれあい入浴券（区内公衆浴場利用券）支給事業を実施 支給時期及び枚数：4月支給者30枚・9月支給者15枚</li> </ul> <p>【平成21年度実施状況】</p> <p>7月期：訪問時に、「高齢者家賃等助成事業などのお知らせ」、「絵カード」（社協独自事業）配布 2月期：「ひと声だより」・「絵カード」（社協独自事業）を配布</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和47年度 事業開始。</li> <li>平成8年度 防災用緊急ホイッスル（@1,115円）を支給。</li> <li>平成11年度 携帯ブザー（@1,400円）の支給を廃止。</li> <li>平成13年度 防災用緊急ホイッスルを希望者のみ支給。</li> <li>平成14年度 訪問時の配付物を「ひとり暮らし高齢者の方の便利帳」、「絵カード」等とする。</li> <li>平成20年度 ホイッスルの機種を軽量で使いやすい安価なものに変更</li> </ul>						
必要性	ひとり暮らしの高齢者宅を民生委員が訪問し、心の交流を図ることにより健康で明るい生活の実現と孤独感の解消につながるなど必要性は高い。						
実施方法	( 2-一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 社会福祉協議会委託						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	315	328	307	296	296	188	202	
決算額（22年度は見込み）	306	218	249	65	202	183		
人件費		1,034	1,025	1,452	762	733		
【事務分担量】（%）		12	12	17	9	9		
合計（+）	306	1,252	1,274	1,517	964	916	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	153	109	125	147	147	147	100	
その他（特定財源）								
一般財源	153	1,143	1,149	1,370	149	41	102	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	7月対象者（22年度は見込み）	2,190	2,103	2,110	2,116	2,071	2,036	1,977
	2月対象者	2,199	2,139	2,111	2,093	2,024	1,987	
	緊急ホイッスル	141	130	116	125	135	109	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費		70	消耗品費	51	消耗品費
委託料	事業費		89	事業費	89	事業費	89
	事務費		26	事務費	26	事務費	26
	管理費		17	管理費	17	管理費	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	一人暮らし届出者数	2,091	2,084	2,036	1,977	-	22年度は6月1日時点
	65歳以上人口	41,224	42,193	43,408	43,260	-	
	届出者数構成比	5.08%	4.94%	4.69%	4.57%	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひとり暮らし高齢者届」を提出している者だけを対象としているが、支えあい見守りあい事業等との調整を図りつつ、今後、この事業はひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の実態を把握し高齢者の生活見守り事業として充実していく必要がある。</li> <li>・緊急時の対策として「緊急ホイッスル」を希望者に支給しているが、20年度に機種変更（形状が使いにくい・デザイン重視から機能重視）し、軽量で清潔、使いやすい等好評である。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区                      未実施 6 区）</p> <p>ふれあい訪問、みまもりネットワークなど</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
「ひとり暮らし高齢者届」は、任意の届出であり、ひとり暮らし高齢者であっても、届出を提出していない者がかなりいるものと思われるため、民生委員協議会に協力を依頼し、届出者の拡大を図る。	ひとり暮らし高齢者等の実態を広く把握することにより、見守り活動の充実を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、対象者やその生活の実態把握に努める必要がある。

況議（要質問状）	<p>14年二定 高齢者施策の充実について 虚弱な高齢者が地域との繋がりを絶やさないようするための施策について</p>
----------	---



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	大久保 薫	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ふれあい入浴事業費(01-02-08)						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。						
対象者等	満70歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度の住民税非課税の高齢者で、入浴券支給を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託）</li> <li>・民生委員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、入浴券を配布して安否確認と生活相談を行う。</li> <li>・入浴券は、4月1日時点の対象者に30枚を支給し、4月2日から8月31日までの新規登録者については、9月に15枚支給する。</li> <li>・4月1日、9月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@455円）を発行し、民生委員を通じて対象者に配布する。</li> <li>なお、区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。</li> <li>・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。</li> <li>・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。</li> <li>・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円 430円）</li> <li>・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円 450円）</li> </ul>						
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしていることから必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。 （平成22年度委託料16200千円）						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	16,506	17,683	16,406	18,017	16,175	16,799	16,200
	決算額（22年度は見込み）	16,203	16,116	16,278	14,854	15,677	14,590	16,200
	人件費	/	1,034	1,025	1,452	762	570	/
	【事務分担量】（%）	/	12	12	15	9	7	/
	合計（+）	16,203	17,150	17,303	16,306	16,439	15,160	16,200
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,203	17,150	17,303	16,306	16,439	15,160	16,200
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	配付枚数	48,030	45,660	40,110	37,800	41,895	37,470	36,118
	利用枚数(22年度は見込み)	34,454	33,848	32,705	33,510	36,240	31,850	30,700
	受領者数(22年度は見込み)	1,409	1,382	1,368	1,158	1,226	1,275	1,255
	対象者数	1,703	1,634	1,482	1,301	1,425	1,432	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費		13,448	事業費	12,238	事業費
	事務費		119	事務費	161	事務費	161
	管理費		2,110	管理費	2,191	管理費	2,113

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	入浴券利用枚数	33,510	36,240	31,850	30,700		
	支給者数	1,158	1,226	1,275	1,255		平成22年度は推計
	利用率（利用枚数÷配布枚数）	84.86%	71.37%	85.00%	85.00%		

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴場組合から、枚数の増加について、19年度までは要望があった。</li> <li>・「ふるわり200」事業が3年目に入り順調に利用者を伸ばす中で、趣旨が近似している当該制度の対象基準の検討</li> <li>・近隣に公衆浴場がない高齢者に対する同様の施策の保障の検討</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）</p> <p>券方式8区、カード（入浴証）方式14区、他1区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者の閉じこもり対策としての公衆浴場の活用策を検討し、浴場組合と協議する。	本事業を公衆衛生対策としてだけでなく、高齢者の健康増進、社会参加の促進という視点からの拡充が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ひとり暮らし高齢者対策としては、現状の規模で実施する。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について</li> <li>・15年一定 半額入浴カードの発行について</li> <li>・16年一定 半額入浴カードの発行について</li> </ul>
------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	宮島 弘江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者入浴事業（01-02-19）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠 法令等	荒川区高齢者入浴事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。				
対象者等	区内在住で在宅の満70歳以上の者 （対象者数見込 20.6.1現在 70歳以上数30,127：うち非課税者数20,064(66.6%） 21.6.1現在70歳以上 30,666 22.6.1現在 70歳以上数 30,829				
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）の翌週から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内39公衆浴場 3 本人負担：200円（区負担250円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。				
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受取された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 22年度 更新分を郵送する。				
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者以外にも拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 本人若しくは家族が高齢者入浴事業の利用申請。要件を確認のうえ、高齢者入浴カードを交付 2 高齢者が公衆浴場を利用する際、入浴カードに貼付されているシール1枚をはがしてもらい本人負担金を支払う 4 事業者は、指定の台紙にシールを貼って管理し、年3回（8・12・4月）、浴場組合に実績報告 5 浴場組合は、各実績報告を取りまとめるのうえ、区に委託料を請求 6 区は、実績報告を確認・審査のうえ、浴場組合に委託料を支払う 7 更新者については、区から更新通知を送付し、窓口にて更新手続きを行う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	-	-	-	21,708	41,498	49,396
決算額(22年度は見込み)						15,825	39,434	49,396
人件費						1,525	1,629	
【事務分担量】(%)						18	20	
合計(+)		0	0	0	0	17,350	41,063	49,396
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	0	0	17,350	41,063	49,396
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数(平成22年6月1日現在)					19,700	31,251	30,829
	申請者数(平成22年6月1日現在)					3,064	5,410	5,651
	利用数(延べ回数)22年度は見込み					62,219	154,312	194,257

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	宛名ラベル	19	消耗品費	64	消耗品費	64
	印刷製本費	入浴券等	388	印刷製本費	500	印刷製本費	401
	役務費	通知郵送料	0	役務費	244	役務費	305
	委託料	入浴委託等	15,419	委託料	38,626	委託料	48,626

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	申請者数	-	3,064	5,410	5,651	6,220	22年度は6月1日現在
	利用回数(延べ回数) 22年度は見込み	-	62,219	154,312	194,257	194,257	

（問題点・課題）	<p>燃料費高騰による料金改定（平成20年6月15日より 新料金450円）                  申請者数 5,410名（平成22年3月31日現在） 20年度利用者による21年度更新率 約89%（22年3月）                  平成21年4月1日より、所得制限を撤廃したことにより申請者が増加、平成22年3月末には、5410件に到達した。（1日平均10件余の新規申請）                  新年度更新手続きが、遺漏なく混乱なく実施できるよう検討を要する。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>文京区「シニア入浴デー」（60歳以上、毎週火曜日、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間20枚、自己負担50円）など。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<p>新年度更新手続きが円滑に実施できるよう、一律郵送による方法に切り替えたが、来年度以降、本人の更新意思確認の方法を検討する。</p>	<p>利用できなくなった人や、辞退する人などの正確な把握が出来る。それにより効果的な配布が可能になる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	<p>高齢者の閉じこもり防止や交流の促進の効果が期待できるため、積極的に実施する。</p>

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	大久保 薫	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	緊急通報システム事業費(01-02-09)						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者。（日中独居及び夜間独居含む）						
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、機器の押しボタン又はペンダントを押す。従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、必要に応じて（利用者が電話に出られないなど緊急事態が予想される場合など）救急車が出動し、消防庁からの連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。住民税課税者は設置経費の1割の費用負担有 民間方式は、委託会社に通報され、そこから利用者宅に連絡が入り、必要に応じ社員が駆けつけ安否確認、消防庁への通報などを行う。*住民税課税者は、使用料200円（月毎）負担有						
経過	○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 平成22年度新規・更新分より民間事業社方式の緊急通報システムを導入						
必要性	虚弱な高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通販売(株)（平成22年度 委託料14,375千円） 民間方式委託先 上陽テクノ(株)（平成22年度 委託料 3,003千円）						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	16,070	16,796	18,494	19,216	19,385	18,846	20,727
	決算額（22年度は見込み）	15,043	16,039	16,849	18,969	19,190	18,127	20,727
	人件費		2,327	2,306	1,879	1,525	3,665	
	【事務分担量】（%）		27	27	22	18	45	
	合計（+）	15,043	18,366	19,155	20,848	20,715	21,792	20,727
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	直通設置台数(新規・更新)	67	80	83	83	171	83	0
	民間緊通(H22は見込み)							110
	稼働台数(H22は5月末)	466	477	543	598	676	670	602
	緊急通報協力員数(H22は見込み)		827	833	888	919	897	924
	協力員内謝礼対象者数		509	517	521	532	717	734

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	協力員謝礼等	3,165	協力員謝礼等	3,076	協力員謝礼等
委託料	システム稼働料等	15,951	システム稼働料等	14,951	システム稼働料等	17,378	
使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	15	協力員連絡会会場使用料	15	協力員連絡会会場使用料	99	
役員費	協力員連絡会通知用郵送料	59	協力員連絡会等通知用郵送料	85	協力員連絡会等通知用郵送料	35	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	年度別設置台数(新規・更新)	83	171	83	110	-	(22年度は推計)
	消防署通報件数	81	97	86	-	-	
	協力員出動件数	51	55	48	-	-	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の把握が困難である。また、協力員の確保が年々困難になっているため、新規申請者から民間方式を導入、従来型も徐々に移行していく必要がある。</li> <li>・近年のICT技術の向上に伴う通信形態の多様化等により、使用回線によっては消防庁の受信方式では利用できない場合もでてきており、消防庁でも24年度から新しい受信体制へ更新する予定である。</li> </ul>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)
実況	民間方式の緊急通報システム導入区 20区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	より多くの対象者の日常生活の安全が確保される。
民間方式の導入に移行した効果を検証しつつ、必要な対象者へ広く普及させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力員及びその確保の負担が軽減され、利用者本人の精神的負担も軽減する効果。</li> <li>・24時間必要に応じ必ず駆けつけられる安心な体制</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安全を守り、不安感を軽減するために推進する。

議(要旨)	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	火災安全システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	依田泉子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	火災安全システム事業費(01-02-10)				
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠法令等	荒川区高齢者火災安全システム事業要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者についての火災に対する生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。				
対象者等	火災警報器・自動消火装置 65歳以上の寝たきり又はひとり暮らし高齢者（日中独居含む） 電磁調理器・ガス安全システム 65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な、ひとり暮らし高齢者 自動通報システム 65歳以上で、発作を伴う心疾患や高血圧性疾患、認知症等により、防火の配慮が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者				
内容	【住宅用防火機器等の給付】 火災警報器（1世帯2台まで）基準額15,500円 自動消火装置（1世帯2台まで）基準額28,700円 電磁調理器 基準額41,000円 ガス安全システム 基準額42,200円 住民税が課税されている者は機器の購入等に要する費用の10%を利用者の負担とする。 【自動通報システム】 17年度から、認知症があるなど、特に火災発生のリスクが高いと思われる高齢者に対して、火災警報器が作動すると東京消防庁へ自動的に通報されるシステムを導入する。（専用通報器は緊急通報システムと兼用する。） 新規設置経費95,470円、住民税課税者は9,530円（取付た警報器の個数により負担額が異なる）の費用負担有				
経過	○平成11年度 費用負担を見直し（費用を階層別に負担） ○平成12年度 費用負担を見直し（住民税課税者、補助基準額の1割）電磁調理器を給付対象に加える。 ○平成17年度 東京消防庁への自動通報システムを導入する。				
必要性	虚弱な高齢者の安全・安心を確保し、在宅生活を支援する事業であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問実態調査 決定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	325	1,485	1,361	944	1,063	669	692	
決算額（22年度は見込み）	276	555	458	461	720	594	692	
人件費		1,896	1,879	939	1,101	1,629		
【事務分担量】（%）		22	22	11	13	20		
合計（+）	276	2,451	2,337	1,400	1,821	2,223	692	
国（特定財源）								
都（特定財源）	183	299	0	0	0	50	56	
その他（特定財源）								
一般財源	93	2,152	2,337	1,400	1,821	2,173	636	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	自動通報システム	-	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	火災警報器	5件	8件	16件	13件	8件	12件	12件
	自動消火装置	3件	2件	1件	2件	5件	1件	3件
	ガス安全システム	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	電磁調理器	8件	20件	12件	13件	21件	17件	16件

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	自動通報システム	0	自動通報システム	0	自動通報システム
扶助費	住宅用防火機器等の給付	720	住宅用防火機器等の給付	594	住宅用防火機器等の給付	614	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	自動通報システム設置台数	0	0	0	1	-	
	防災機器等設置台数	28	34	30	32	-	

（問題点・課題）	従来は、消防庁直通方式の緊急通報システム機器に、専用の火災警報器を接続して消防庁へ自動通報するシステムだけであったが、緊急通報システムが22年度より民間受信センター方式に移行することに伴い、火災自動通報システムの機器について民間受信センターを活用するかどうか、検討が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	日常生活の安全の確保が真に必要な対象者を把握できる。
自動通報システムの受信方法等の内容の変更を消防庁と相談のうえ、決定する。	より効果的に自動通報させることによって、高齢者の日常生活の安全を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	新井玄二郎	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	交通安全杖支給事業費(01-02-11)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	54年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる交通安全杖を支給し、日常生活の便に供する。歩行杖は、管轄する民生委員を通じて配付する。				
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。				
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請（地区担当民生委員又は高齢者福祉課）</li> <li>・地区担当民生委員による調査（杖の必要性の確認）</li> <li>・支給決定（決定通知）</li> <li>・民生委員指定場所へ杖を配送</li> <li>・民生委員を通じて配付</li> </ul> <p>[杖の種類及び価格]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・T字杖（ストラップ、反射シール付の一本杖、アルミ合金製パイプ黄色の焼付塗装仕上げ、重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り）</li> <li>・Sサイズ（790<sup>mm</sup>×19<sup>mm</sup>）Lサイズ（850<sup>mm</sup>×19<sup>mm</sup>）Tサイズ（900<sup>mm</sup>×19<sup>mm</sup>）</li> <li>・各サイズ同価格（2,625円）</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。</li> <li>・平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。</li> <li>・平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。</li> <li>・平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。</li> <li>・平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託）</li> </ul>				
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	550	511	507	368	158	158	210
	決算額（22年度は見込み）	476	394	263	368	0	158	210
	人件費		1,034	1,025	854	414	489	
	【事務分担量】（%）		12	12	10	12	20	
	合計（+）	476	1,428	1,288	1,222	414	647	210
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	238	197	131	184	0	79	105
	その他（特定財源）							
	一般財源	238	1,231	1,157	1,038	414	568	105
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	支給者数	171	121	105	121	126	154	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	交通安全杖	0	交通安全杖	158	交通安全杖	210

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	交通安全杖支給数	121	126	154	120	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 中央、新宿、文京、太田、練馬、足立区 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与を実施している区 18区

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	事業の実績や他区の実績状況等をふまえ、従来どおり実施する。 (20年度は在庫で対応。)

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	新井玄二郎	<b>内線</b>	2677
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	特殊寝台貸与自己負担軽減費(01-02-17)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 18年度	<b>根拠</b>	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 20年度	<b>法令等</b>			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。				
<b>対象者等</b>	要支援1・2又は要介護1の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 1 8年3月31日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 寝台の貸与が必要と区長が認めた者 介護保険の利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者又は生活保護受給者				
<b>内容</b>	[賃借助成] 1 補助対象経費 18年10月1日以降に寝台を賃借する場合における自己負担費用 2 補助限度額 月額1,500円を上限とする。				
<b>経過</b>	本事業は、18年10月から20年3月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18年度のみの実施 [購入助成]（18年度のみ） 1 補助対象経費 18年4月1日から19年3月31日までの期間に支払った寝台購入費の1/2。ただし、生活保護受給者は10/10 2 補助限度額 27,000円。ただし、生活保護受給者は54,000円 助成対象者数等の現状を踏まえ、賃借料補助については23年3月まで延長				
<b>必要性</b>	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 交付申請 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、認定申請書により、区長に申請する。 2 交付認定 区長は、申請内容の適否を審査し、適当であると認めるときは、認定通知書により申請者に通知する。(1.2は終了。) 3 補助金の請求 申請者は、補助対象経費として支出した寝台賃借料3月分をまとめて、当該支出をした最終月の翌月末までに、請求書に領収書等を添えて補助金の請求を行う。 4 補助金の交付 区長は、請求内容を審査のうえ、速やかに補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	1,172	945	738	540	342	
決算額(22年度は見込)			1,172	497	311	200	342	
人件費			1,879	2,306	414	245		
【事務分担当】(%)			22	27	12	10		
合計(+)	0	0	3,051	2,803	725	445	342	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	3,051	2,803	725	540	540	
<b>実績の推移</b>								
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
対象者数			55	52	41	19		
利用者数			39	39	23	16		
賃借助成件数(延べ)			109	331	208	135		
購入助成件数(延べ)			33	-				

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	寝台賃借料補助	311	寝台賃借料補助	200	寝台賃借料補助

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	補助件数（延べ）	331	208	135	-	-	

（問題点・課題）	介護保険法の改正に伴う経過措置であり、助成対象者数の推移等を踏まえたうえで、事業終了について検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	宮島弘江	<b>内線</b>	2678
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)</b>	家族介護支援事業費(01-02-02)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 15 年度	<b>根拠法令等</b>	なし		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	在宅で高齢者を介護している家族等である介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって、介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
<b>対象者等</b>	要介護4・5の者を在宅で介護する者(主たる介護者)。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。				
<b>内容</b>	在宅で高齢者を介護している家族等である介護者に対して無料マッサージ券(1人年2回分)を支給する。				
<b>経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。</li> <li>・16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。</li> <li>・17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。</li> <li>・18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。</li> </ul>				
<b>必要性</b>	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
<b>実施方法</b>	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	区が荒川区鍼灸按摩マッサージ師会と契約を締結し(1回5,000円、実績払い)、サービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券(1人年2回分)と引き換えにマッサージを行う。				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	1,794	4,209	4,208	4,210	1,548	4,112	4,112
	決算額(22年度は見込み)	1,318	445	2,042	1,392	1,548	1,581	4,112
	人件費		3,017	1,708	1,879	678	1,629	
	【事務分担量】(%)		55	20	20	8	20	
	合計(+)	1,318	3,462	3,750	3,271	2,226	3,210	4,112
	国(特定財源)				563	606	632	1,644
	都(特定財源)				281	303	316	822
	その他(特定財源)				548	639	633	1,646
	一般財源	1,318	3,462	3,750	1,879	678	1,629	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用者数(22年度は発送件数)	659	89	390	264	297	298	715
	対象者数	-	1,718	1,778	1,374	1,040	1,526	1,430

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	消耗品	11	消耗品	14	消耗品
	印刷製本	0	マッサージ券等印刷製本	0	マッサージ券等印刷製本	0	
役務費	郵便料	52	郵便料	77	郵便料	93	
委託料	マッサージ委託	1,485	マッサージ委託	1,490	マッサージ委託	4,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	延べ利用者数	264	297	298	1,430	-	22年度は発送件数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業（ネットワーク）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	支えあい見守りあいネットワーク事業費(01-02-15)							
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	13 年度	根拠	荒川区高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	地域の人々を中心とした、支えあい見守りあいのネットワークを創り上げることで、日常的に見守り等の支援が必要であるひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた街で安心して暮らし続けるように、支えあい見守りあいの仕組みづくりを行うとともに、そのネットワークを基に地域コミュニティの再生につなげていく。							
対象者等	1.75才以上の一人暮らしの高齢者、2.75才以上の高齢者のみの世帯、3.介護保険で要介護認定3～5の方、4.身体障害者手帳1～2級の方、5.愛の手帳1～4度の方、6.精神障害者保健福祉手帳1～2級の方、7.その他、日中一人暮らし高齢者等で介護や見守りが必要な方（年齢制限無し）（4～6については、障害者福祉課で対応。）							
内容	<p>区の役割：日常の声かけや見守り、災害時の避難援助を希望する対象者について、名簿及び地図を作成して協力機関へ提供する。（協力機関とは、町会、民生委員、警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センターを指す。）</p> <p>見守り協力機関の役割：区から提供を受けた名簿等を活用して、自主的に日常の声かけや見守り、必要に応じて、防犯防火の見回りや催事のお誘い等を行う。災害時には名簿等を避難援助等に活用する。</p> <p>連絡会の開催（新規）：区及び見守り協力機関との間で、当事業の活動報告や情報交換をするとともに、要支援者マップの活用方法の検討、救急医療情報キットの周知及び配付の依頼等を行う。</p>							
経過	<p>・平成13年度 実施協力を得た71町会の地域に住む対象者に見守り希望のアンケートを実施し、2,020名分の名簿を作成し提供する。</p> <p>・平成14年度 区内全域で見守り希望のアンケートを実施し（前年登録をした者を除く。）協力機関へ名簿を提供する。</p> <p>・全区調査の終了に伴い、15年度以降は、毎年1月1日現在本事業の対象者のうち、未登録の方に対してアンケート調査を実施。あわせて、町会・民生委員からの報告等により、対象者の新規登録・更新を適宜実施。</p>							
必要性	一人暮らし高齢者等に対して行う日常の声かけや見守り、災害時の支援・救護活動の効率化が図れる。区と協力機関、協力機関同士で活動の報告や情報交換をすることにより、見守り活動を活発化させる事ができることから、その必要性は高い。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>年1回（毎年2月頃）、区内に居住する対象者のうち、対象者名簿に未登載の方に対して、支えあい見守りあいネットワークの対象者名簿への登載について、希望の有無のアンケート調査を実施する。希望者については対象者名簿へ登載する。（アンケート調査の対象外の者についても随時希望届を受け付ける。）</p> <p>希望届の提出に基づき、見守り対象者名簿を作成して協力機関へ提供する。（年度当初）</p> <p>対象者名簿は、住民記録データの死亡・転出等の異動情報を反映させた最新版の名簿である。</p> <p>協力機関は、配付された対象者名簿を基に自主的に見守り活動をする。</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	165	174	164	148	159	3,358	373
	決算額（22年度は見込み）	63	99	118	104	137	2,698	373
	人件費		1,034	1,025	854	847	2,036	
	【事務分担量】（%）		12	12	10	10	25	
	合計（+）	63	1,133	1,143	958	984	4,734	373
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	81	74					86
その他（特定財源）								
一般財源	-18	1,059	1,143	958	984	4,734	287	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施町会（22年度は見込み）	117	117	117	118	119	119	119
	見守り希望登録者数（22年度は見込み）	4,170	4,107	4,079	3,847	3,804	3,914	4,000

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	一般需用費	33	消耗品費	57	消耗品費・印刷製本費	95
	食糧費				連絡会用お茶	63
	役務費	104	アンケート調査郵送料	68	郵送料	215
			委託料	2,573		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	登録者数（22年度は4月30日現在）	3,847	3,804	3,914	3,750	5,000	年度当初現在の人数

（問題点・課題） （指標分析）	<p>支えあい見守りあいネットワーク事業は、地域に密着したネットワークの構築を行うための事業であることから、活動を担う協力機関は、町会会員・民生委員・包括支援センター等の地域に根ざした主体となっている。そのため、各協力機関がいかに自主的に率先して支えあい見守りあい活動の取り組みをするかが一番の課題でもある。</p> <p>自主的な取り組みがなされなければ、単に名簿を配付するだけの事業となってしまうから。</p>
	<p>（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>当支えあい見守りあいネットワーク事業と同じ趣旨の活動状況の区を挙げた。なかでも新宿・練馬・江戸川では、定期的に（各区で頻度は異なる。）一般のボランティアの方が見守り活動を行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
見守り協力機関に名簿だけでなく新たに地図を提供するため、地図情報システムを活用するとともに、見守り協力機関の意見を参考にしながら、名簿の配付方法を改善する。	見守り協力機関に対して利活用しやすい名簿等を提供することにより、日常の声かけや見守り活動の活発化が図れる。
現行では、名簿の配付時期が年1回（年度当初）であるため、見守り協力機関の意見を取り入れながら、名簿の配付及び更新の回数を増加したりする等改善する。	見守り協力機関に対して利活用しやすい名簿等を提供することにより、日常の声かけや見守り活動の活発化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	ひとり暮らし高齢者等の把握に努め、事業の実効性を向上させる必要がある。

議事録 （要旨） 状況	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について 平成21年予算特別委員会
-------------------	--